

宇部市新火葬場整備運営事業 対面対話に関する質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書に関する第1回質問回答	5							質問回答 No.35	質問回答No.35で「契約保証金の一部免除の免除額は、維持管理・運営業務委託契約金額の100分の10以上に相当する金額から年度の維持管理・運営業務委託費（令和9年度を除く年度の平均委託費）の100分の10以上に相当する金額を減じた額です」とありますが、入札説明書には「当該契約保証金の額は、年度の維持管理・運営業務委託費（令和9年度を除く年度の平均委託費）の100 分の10 以上とする」とありますが、保証する額は免除が適用されると、年度の維持管理・運営業務委託費の100分の10以上とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書に関する第1回質問回答	5							質問回答 No.35 契約保証金	契約保証金を履行保証保険の付保にて対応しようとする場合、年度の維持管理・運営業務委託費の100分の10以上の保証金額を付保するという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書「第4 6落札後の手続き（6）入札保証金及び契約保証金 イ契約保証金等（ウ）契約保証金の免除」のb又はcに該当する場合は、ご理解のとおりです。 b又はcに該当しない場合は、維持管理・運営業務委託契約金額の100分の10以上の保証金額を付保する必要があります。
3	要求水準書	9	第2	1	(3)				インフラ整備状況	建設予定地までの電力のケーブル布設工事に伴う樹木の伐採、補修及び維持管理については、事業者の工事範囲となるのでしょうか。	当該工事に伴う樹木の伐採、補修及び維持管理については、事業者の工事範囲となります。
4	要求水準書	10	第2	3	(3)	ウ			駐車場計画	「霊柩車、遺族・会葬者及び職員・事業者用の車両の動線が交錯しないよう」との記載について、バスの動線運用やバス駐車場の配置については、ご想定はございますでしょうか。	特に想定はありませんが、霊柩車や遺族・会葬者等の交通安全、事故防止に配慮した、動線運用や駐車場配置としてください。
5	要求水準書	11	第2	3	(4)	アイ			外構計画	アの「施設内からの眺望等について、～中略～周囲の景観を利用した計画」、イの「周辺からの目隠しとなる植栽やフェンス等を計画」と記載について、施設利用の会葬者と施設周辺の日常的な環境等の両方の側面からのバランスを図ることと考えてよろしいでしょうか。	宇部市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条第1項第1号に規定している周囲の塀又は生け垣については、必ず設置して下さい。条例を遵守した上で、質問の内容のとおりです。
6	要求水準書	11	第2	3	(4)	イ			外構計画 フェンス	フェンスの設置位置について、山側部分は設置しなくてもよいでしょうか。 また、都市計画決定の区域は、今回の敷地区域とイコールになりますか。	前段については、生け垣等を設置する目的として、火葬場の敷地について周囲から容易に中が見えないようにすること、火葬場の敷地と周囲の敷地とを視覚的に区分するといった2つの大きな目的があることから、山側部分のフェンスも必要となります。 後段については、要求水準書 資料2「事業区域図」における赤線の敷地境界線が、都市計画決定において火葬場の敷地としている箇所となります。

宇部市新火葬場整備運営事業 対面対話に関する質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
7	要求水準書	18	第2	5	(4)	ア	(オ)	g	売店コーナー	「使用する建物の価格の100分の10に相当する額」というのは、1㎡あたりの建物の額の100分の10という認識でよろしいでしょうか。さらに、自動販売機を設置する面積を乗じて、この建物に関する価格を考えるとという認識で間違いないでしょうか。	売店コーナー（自動販売機を含む）の使用料については、宇部市行政財産使用料徴収条例の別表に記載する宇部市道路占用料徴収条例（昭和44年条例第16号）別表に掲げる占用物件に該当します。この場合、道路法第32条第1項第6号に掲げる施設となり、使用料の算定式は、面積（㎡）×180円×使用月数です。（令和6年7月1日時点）なお、面積は、空き缶入れ等も含めた自動販売機を設置する面積（実際に使用する面積）となります。
8	要求水準書	56	第4	12					残骨灰、集じん灰等の管理及び処理業務	「要求水準書に関する第1回質問に対する回答」No.44において『残骨灰に含まれる有価物については、事業者の収入としますが、様式11-8「運営業務費内訳書」に有価物の引渡しに伴う収入金額（もしくは有価物引渡しにより残骨灰処分費が減額となった金額）を記載し、運営業務費合計から当該収入金額を減じた上で、様式6-1「入札書」の維持管理・運営業務委託費を算出してください』との回答がありました。残骨灰に含まれる有価物のほとんどは、歯科材料に起因し、年々減少傾向にありますが、近年セラミック歯科材料が保険適用になったことで、今後更なる減少が予想されます。当該収入を20年後まで予測することについて困難な状況ですが、収支実績が赤字となった場合において貴市と協議の場を設けていただけますでしょうか。	有価物の引渡しに伴う収入金額（もしくは有価物引渡しにより残骨灰処分費が減額となった金額）については、収支実績による清算を行う予定はありません。
9	要求水準書	56	第4	12	(2)				残骨灰の処分	「要求水準書に関する第1回質問に対する回答」No.44に関して確認です。有価物を売却して収支に組み込むことは要求水準となるのでしょうか。20年間安定して有価物が得られるか不明ですし、売却相場も大幅な変動が懸念されます。また、残骨灰売却に対する市民感情を事業者側でコントロールすることはできません。以上のことから、残骨灰、飛灰の保管管理を業務範囲とし、最終処分は貴市の責任分担としては如何でしょうか。	前段について、有価物を売却して収支に組み込むことは要求水準になります。後段について、残骨灰、飛灰の保管管理及び最終処分については事業者の業務範囲になります。

宇部市新火葬場整備運営事業 対面対話に関する質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
10	要求水準書	61	第5	3	(3)				火葬件数	「要求水準書に関する第1回質問に対する回答」No. 45において『前段については、ご理解のとおりですが、「②ピーク時17件／日」は、入札説明書(P26)で示した想定最大火葬件数2,441件／年から導いた件数です。 令和4年度及び5年度の火葬件数は、それぞれ2,474件／年、2,509件／年と急激に増加していることから、今後のピーク時火葬件数が増大する可能性があります』とありますが、「ピーク時火葬件数」とは1日当たりの最大火葬件数を指すとの理解でよろしいでしょうか。 また、提案する火葬件数は、入札説明書P26に示していただいた件数のままでよろしかったでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
11	落札者決定基準	別紙		2	(2)	イ	① ②		外観・ランドスケープデザイン	①白石墓園のランドスケープデザイン、②敷地が公園内の一部であることを意識との記載について、白石墓園及び公園の範囲についてご教示ください。	白石墓園及び公園については、共に「うべ情報マップ」(https://www2.wagmap.jp/ube/Portal?vpc=1)の都市計画情報で示す「墓園」の範囲になります。
12	様式集	56	様式11-10						光熱水費及び燃料(参考)積算書	光熱水費の積算について、記載の金額が評価の対象となりうるのかご教示ください。	評価の対象にはなりません。